

情報共有体制の強化について

第2次行動計画における情報共有体制については、官民の各主体が協力し、セプターの整備、強化を進め充実させる実施細目による情報共有体制と、各セプターにより構成され、共助・互恵の活動の取組みとして政府機関とは独立した活動が可能な位置付けにあるセプターカウンスルによる体制の強化が図られてきた。

1. 実施細目による情報共有体制について

(1) 概要と状況

- ① 第2次行動計画では重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧をより容易にするためには、官民の各主体が協力することが重要であるとの観点から、共有すべき情報を整理した上で、官民の情報共有体制の下で情報連絡・情報提供を行うものとしており、実施細目では、行動計画に基づき行われる情報連絡・情報提供について、関係主体間（内閣官房情報セキュリティセンター（以下「NISC」という。）と重要インフラ所管省庁、情報セキュリティ関係省庁、事案対処省庁、関係機関*）における具体的な実施事項を規定し情報共有体制を整備している。
- ② 2009年の第2次行動計画の制定、実施細目の改定においては、重要システムの例を記載し、「サービスレベル」「検証レベル」「IT障害」等を規定し明確化を図った。
また、4段階の厳格なTLPを定め情報提供者が共有範囲を指定すること等により、企業の秘密情報に配慮した情報共有体制としている。
- ③ 2009年の実施細目の改訂後、サイバー攻撃の状況も変化しつつあり、特定日におけるサイバー攻撃や、一部企業等におけるウィルス感染による情報流出が発生し大きな問題となったところ。これまでのところ、重要インフラサービス、重要インフラの制御系システムに直接被害を及ぼすものは顕在化していないものの、重要インフラ事業者においてもサイバー攻撃による障害や情報流出等が発生すれば容易に社会問題化することが予想される。
- ④ 既に政府機関、民間企業等において標的メールによるウィルス感染を経て情報が流出するような例も発生しており、事業者の対策に有用な情報共有の重要性が増大している。

*1 重要インフラ所管省庁：金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

情報セキュリティ関係省庁：警察庁、総務省、経済産業省、防衛省

事案対処省庁：警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省

関係機関：警察庁サイバーフォース、(独)情報通信研究機構(NICT)、(独)産業技術総合研究所(AIST)、(独)情報処理推進機構(IPA)、(財)日本データ通信協会 テレコムアイザック推進会議(Telecom-ISACJapan)、有限責任中間法人JPCERTコーディネーションセンター(JPCERT/CC)

(2) 検討の方向性について

- ⑤ 実施細目による情報共有体制においては、関係主体間の情報共有は情報セキュリティの根幹を成すものとして機能している。この体制は通常の運用だけでなく、分野横断的演習や他の訓練、演習においても利用、検証されており、重要インフラの情報セキュリティ対策において今後とも重要かつ必要不可欠なものとなっている。従ってその体制を定めた実施細目は引き続き継続することが適当と考えられる。
- ⑥ 一方で、サイバー攻撃の状況や各分野におけるIT利用の深化等の現状認識を踏まえると、IT障害そのものに加えIT障害につながる恐れのある脅威についての情報連絡、情報共有について一層の充実が望まれる。例えば、情報が漏洩したり、標的メールを受信、感染した場合など、他分野への波及防止、事例の集積による傾向の分析等有益な情報が得られることが期待される。最近のサイバー攻撃等の状況を踏まえ共有すべき新たな情報が存在するとの認識の下、情報連絡様式やIT障害の分類等について、見直しを検討してはどうか。

- ・ 行動計画別紙 1 対象となる重要インフラ、重要システム例の点検
- ・ 行動計画別紙 2 重要インフラサービスと検証レベルの点検
- ・ 行動計画別紙 3 IT障害を引き起こす脅威の例の点検
- ・ 行動計画別紙 5 IT障害発生時における連絡体制等の点検

2. セプターカウンスルにおける情報共有体制について

(1) 概要と状況

セプターカウンスルは、各セプターにおける共助・互恵の活動の取組みを促進するために2009年に創設された。

事業者間における分野横断的な情報共有は、世界的にも先進的な取組みであるものの、情報提供者におけるメリットが見え難いことなどからその進展に相当な時間を要したものの、相互理解活動や技術的な先進情報の共有活動を通じ信頼の醸成が図られてきた。このような地道な活動を通じ、現在ではホームページのレスポンスや標的メールに関する体制も整備され、共有すべき情報についての充実が着実に図られている。

また、セプターカウンスルはそれ自体が情報共有体制としても機能するようになってきており、東日本大震災等においてもカウンスルメンバーを通じ分野を超えた情報共有が行われている。

(2) 検討の方向性について

セプターカウンスルにおける活動は、事業者間の自立的な情報共有体制として着実に充実している。2012年の第2次行動計画改定では、平時から重要インフラ事業者等と政府機関等の意見交換を密接に行うことや、事業者間において相互に役立つ情報の共有の進め方などの取組を進めることが指摘されており、このような視点で共有すべき情報を意識し整理しつつ、引き続きこうした取組を推進、充実することが適当と考えられる。

以上